

令和 7 年度こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究事業実施要綱（案）

第 1 事業の目的

この事業は、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和 5 年 6 月 2 日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議取りまとめ）に基づき、こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究の実施を通じ、EBPM の視点も踏まえ、こどもの自殺の実態を解明するとともに、分析に当たっての課題を把握することを目的とする。

第 2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※※（以下「実施団体」という。）とする。

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第 3 事業の内容等

実施団体は、こどもの自殺の多角的な要因分析について、「令和 6 年度こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究」^(※)等を踏まえ、こども（本事業においては、小中高生相当の年齢の者とする）の自殺予防及び防止に係る取組に資するよう、こどもの自殺の要因等に係る多角的な調査・分析を行う。具体的には、次に掲げる 1 から 4 までの業務を行う。

なお、これらの業務の実施に当たっては、企画・立案の段階からこども家庭庁支援局総務課（以下「担当課」という。）と協議を行うものとする。協議の上、事業開始から年度末まで継続的に調査研究を行うことができるよう、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。また、事業実施計画に基づく業務の進捗状況を確認するため、担当課職員との会議を定期的に行うこと。

(※) 令和 5 年度こども家庭庁委託事業「こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究」報告書

<https://jscp.or.jp/research/cfa-suicidereport-240531.html>

令和 6 年度こども家庭庁補助事業「こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究」報告書

<https://jscp.or.jp/research/cfa-suicidereport-250618.html>

1 こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査・分析

① データの収集

実施団体は、こどもの自殺に関連すると考えられる情報のうち、「生きているこどもたちの声」から、こどもの自殺念慮等に関するものを収集し、分析に資するようデータの整理を行う。データの収集に当たっては、データの整理・分析に必要な件数のデータが収集できるよう、収集方法を決定すること。

なお、第三者が保有するデータを活用する場合は、収集方法等について必ず担当

課と協議すること。この場合において、各データの収集依頼に当たり、データの保有機関との相談・調整は実施団体において行うこと。

② データの整理・分析

①で収集したデータについて、こどもの自殺に関連すると考えられる危険要因及び保護要因を経時的に整理・分析し、こどもの自殺の危機につながり得るプロセス及び自殺の危機から離脱するプロセス等について、多角的に分析する。また、分析に当たって、明らかになった課題についても整理すること。

分析に当たっては、必要に応じて有識者等から助言を受ける機会を設けること。

2 報告書の作成等

1の多角的な要因分析の結果をまとめた調査研究報告書及びその概要をまとめたサマリを作成し、担当課の承認を得ること。担当課の承認後に、報告書及びサマリは、実施団体のウェブサイトに掲載すること。また、本事業の成果については、報告書を基に積極的に周知啓発を行い、こどもの自殺対策の推進に努めること。

第4 経費の負担

国は、実施団体がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。

第5 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

第6 その他特記事項

1 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。
- (2) 実施団体が本事業の一部を第三者に委託する際には、担当課に事前に協議し、許可を得なければならない。
- (3) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な措置を実施すること。

2 機密保持について

実施団体は、本業務の過程で担当課職員が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）、第3の1①で第三者から収集した情報を本調査以外の目的のために使用したり、別の第三者に提供したりしてはならない。また、これらの情報の適切な管理及び

漏洩防止の観点から、以下に掲げる措置その他必要な措置を講ずることし、その内容を事業実施計画に記載すること。

- ・ 個人情報を含む（おそれがある場合も含む）データを取り扱う者を最小限に限定した上で、あらかじめ指定し、それ以外の者は扱わないこと
- ・ データの保管は施錠可能な部屋で行い、持ち出しを禁止すること
- ・ 集約した資料等については管理台帳等により適切に管理し、複製はしないこと。
- ・ 第三者が保有する資料を活用する場合は、データの取扱いについて、当該データの保有者と事前に協議し、その取扱いに万全を期すこと。また、用務に必要がなくなり次第、速やかに廃棄し、その措置について当該資料を保有する機関及び担当課に報告すること。
- ・ データの集計・分析結果を有識者等に提供する場合は、個々の自殺者その他生存する個人の識別が可能となる又は秘密が漏れるおそれがある項目には秘匿措置を施すこと。
- ・ 個人情報の保護及びデータの機密を厳守することから、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のほか、民法、刑法、統計法、著作権法、不正アクセス禁止法等を遵守すること。また、実施団体は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を遵守し、本業務の実施における情報セキュリティ確保のための体制を整備すること。

3 事業実施体制の確保

本調査の実施に当たって、適切な事業実施体制を確保すること。各作業段階にて必要な人員、当該人員の保有する資格・実績、こども家庭庁との主たる連絡担当者等を明らかにするとともに、人員の欠如や変更の際は、同水準の体制を確保し、担当課職員の承認を得ること。